



鳥取県公報

平成 22 年 10 月 29 日(金)
第 8 2 4 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県民健康栄養調査の実施 (627) (健康政策課) 2
	騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の一部改正 (628) (水・大気環境課) 2
	騒音規制法による規制地域及び規制基準の一部改正 (629) (〃) 3
	指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定の一部改正 (630) (〃) 4
	悪臭防止法による規制地域及び規制基準の一部改正 (631) (〃) 4
	振動規制法による地域の指定及び規制基準の一部改正 (632) (〃) 4
	鳥獣保護区の存続期間の更新 (633・634) (公園自然課) 5
	特別保護地区の区域の指定予定 (635) (〃) 6
	特定猟具使用禁止区域の指定 (636) (〃) 7
	一般県道の供用の開始 (637) (道路企画課) 7
◇ 公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (中部総合事務所県土整備局) 8

告 示

鳥取県告示第627号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

県民健康栄養調査

2 調査の目的

自覚症状がないまま進行する生活習慣病を予防するため、関連深い食生活、運動、アルコール、歯科保健等の生活スタイルや健康状態を把握し、県民により身近なデータを活用した普及啓発・施策の展開や生活習慣病にならない生活スタイルへの見直しを進めるための基礎資料とするとともに、平成20年4月に策定した「健康づくり文化創造プラン」及び「食のみやことっとり～食育プラン～」の評価に活用する。

3 調査対象の範囲

平成17年国勢調査の調査区をもとに無作為に抽出した9地区及び平成22年国民健康・栄養調査の調査対象として指定された1地区内の約380世帯及び世帯員約1,000人を対象とする。

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 栄養摂取状況調査（世帯の状況及び食事状況並びに食物摂取状況）

イ 身体状況調査（身長及び体重、腹囲、血圧、服薬状況並びに運動）

ウ 健康づくり意識調査（1日の運動量（歩行数）、食生活、生活活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び糖尿病）

(2) その基準となる期日

ア 栄養摂取状況調査 平成22年11月中の任意の1日

イ 身体状況調査 平成22年11月中で計測及び問診が行われる時点

ウ 健康づくり意識調査 平成22年11月1日から同月30日までの間の調査票記入日現在

5 報告を求める者

鳥取県

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 栄養摂取状況調査 調査員が世帯を訪問して報告者に面接の上、記入方法を指導して作成する。

(2) 身体状況調査 報告者を会場に集めて医師等が調査項目の計測及び問診を実施する。

(3) 健康づくり意識調査 栄養摂取状況調査票と併せて配布し、報告者が記入する。

7 報告を求める期間

平成22年11月1日から同月30日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

この調査の結果については、平成22年県民健康栄養調査報告書を作成し、公表する。

鳥取県告示第628号

平成11年鳥取県告示第144号（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成23年1月1日から施行する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
地域の類型	地域	地域の種類	地域
A	鳥取市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第4項までに規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域 <u>並びに米子市、倉吉市及び境港市の区域のうち別図において黄色で表示した区域</u>	A	鳥取市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第4項までに規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第5項から第7項までに規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域 <u>並びに米子市、倉吉市、境港市及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図において赤色で表示した区域</u>	B	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第5項から第7項までに規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第8項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 <u>並びに米子市、倉吉市、境港市及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図において青色で表示した区域</u>	C	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第8項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

（「別図」は省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課並びに関係市役所及び日吉津村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第629号

平成15年鳥取県告示第378号（騒音規制法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成23年1月1日から施行する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

倉吉市及び八頭郡八頭町に係る別図を次のとおり改める。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課並びに倉吉市役所及び八頭町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第630号

平成15年鳥取県告示第380号（指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成23年1月1日から施行する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

倉吉市及び八頭郡八頭町に係る別図を次のとおり改める。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課並びに倉吉市役所及び八頭町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第631号

平成15年鳥取県告示第381号（悪臭防止法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成22年10月29日から施行する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市に係る別図を次のとおり改める。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課及び米子市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第632号

平成15年鳥取県告示第382号（振動規制法による地域の指定及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成23年1月1日から施行する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域 米子市、倉吉市、境港市、 <u>八頭郡八頭町</u> 及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域	1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域 米子市、倉吉市、境港市及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域
2 略	2 略

2 八頭郡八頭町に係る別図を次のとおり加える。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課及び八頭町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第633号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 鳥獣保護区の名称

久松山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

鳥取市丸山地内の県道伏野覚寺線と市道山の手通りとの交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み、市道丸山町7号線に至り、同市道を北東に進み、同市道の終点に至り、同所と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み、同堤防に至り、同堤防を北東に進み、同堤防の東端に至り、同所から山林と耕地との境界を東方に進み、市道円護寺1号線に至り、同市道を南東に進み、市道円護寺覚寺線に至り、同市道を南東に進み、市道大徳寺通りに至り、同市道を南西に進み、市道円護寺4号線に至り、同市道を南東に進み、同市道の終点に至り、同所から鳥取市有林と耕地等との境界を南東に進み、国有林コンクリート標1号に至り、同標から国有林と民有林との境界を東方、南方及び北方に進み国有林石標454号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み、市道東町12号線に至り、同市道を南西に進み、市道山の手通りに至り、同市道を北西に進み起点に至る線により囲まれた一円の地域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。加えて、野生鳥獣による被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の許可申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育の場としての活用を検討していく。

平成20年度に当該地域の隣接区域で特定外来種のアライグマの生息が確認されており、保護地区内への分布拡大も推測される。アライグマについては、在来種への影響が危惧されていることから、根絶を目指す。

鳥取県告示第634号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 鳥獣保護区の名称

湖山池鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

鳥取市湖山地内の県道伏野覚寺線と県道湖山停車場布勢線との交点を起点とし、同所から県道湖山停車場布勢線を南方に進み、市道古海高住線に至り、同市道を西方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を西方に進み、県道金沢伏野線に至り、同県道を北方に進み、市道湖岸線に至り、同市道を北方に進み、鳥取市伏野地内の農道に至り、同農道を北方に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線により囲まれた一円の地域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、現場の巡視、関係市町村、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

鳥取県告示第635号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、久松山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区の区域を指定する予定であるので、同条第4項において準用する第28条第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該区域に係る住民及び利害関係人は、平成22年11月11日までに、知事に縦覧に供された案についての意見書を提出することができる。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 特別保護地区の名称

久松山鳥獣保護区特別保護地区

2 久松山鳥獣保護区特別保護地区の区域

久松山鳥獣保護区の区域のうち、鳥取市東町二丁目104、132-1及び国有林鳥取事業区旧城山国有林四林班い小班の区域（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき都市公園として設置された久松公園の区域を除く。）（面積55ヘクタール）

3 存続期間

平成23年2月1日から平成32年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

この区域は、鳥取市市街地北側の久松山山麓に位置し、鳥取城跡等歴史的にも重要な地域である。その植生はタブ、シイ、ヤブツバキ等の照葉樹極相林を主体に、ブナ林帯の植生もみられる。コナラ、アラカン、アカマツ等の二次林、スギ、アカマツの常緑針葉樹人工林も混じる。落葉広葉樹林から常緑樹林植生が混在し、県内でも有数の多様な森林相を形成する地域であり、多様な鳥獣が生息しており、当該区域を特別保護地区に指定し、もって鳥獣の保護を図ろうとするものである。

5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

鳥取県生活環境部公園自然課及び東部総合事務所生活環境局生活安全課

6 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧期間

平成22年10月29日から14日間

鳥取県告示第636号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
河内川特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市気高町宝木地内の国道9号と県道矢口鹿野線との交点を起点とし、同所から同国道を東方に進み、河内川右岸に至り、同川右岸を南方に進み、市道上光下光元二本木線に至り、同市道を西方に進み、県道矢口鹿野線に至り、同県道を北方に進み、市道下坂本村内線に至り、同市道を北方に進み、県道矢口鹿野線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで
大高特定猟具（銃器）使用禁止区域	米子市下郷地内の市道下郷4号線と佐陀川右岸の交点を起点とし、同所から同川右岸を南方に進み、精進川右岸に至り、同川右岸を南東に進み、県道淀江岸本線に至り、同県道を南東に進み、精進川左岸に至り、同川左岸を北西に進み、佐陀川右岸に至り、同川右岸を南方に進み、市道尾高河岡線に至り、同市道を南西に進み、佐陀川左岸に至り、同川左岸を北方に進み、市道下郷4号線に至り、同市道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
北条川放水路特定猟具（銃器）使用禁止区域	県道羽合東伯線と北条川放水路左岸管理道との交点を起点とし、同所から同管理道を北方に進み、同管理道を海岸線に至り、同海岸線を東方に進み、北条川放水路右岸管理道に至り、同管理道を南方に進み、国道9号に至り、同国道を東側に進み、町道北条北線に至り、同町道を南方に進み、県道羽合東伯線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
住雲寺溜池特定猟具（銃器）使用禁止区域	西伯郡大山町古御堂地内の住雲寺溜池の湖面	〃
中沢池特定猟具（銃器）使用禁止区域	西伯郡大山町押平地内の中沢池の湖面	〃

鳥取県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年10月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において

一般の縦覧に供する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	区 間	供用開始の期日
津山智頭八東線	八頭郡智頭町大字智頭字山崎向河原2094-13地先から同大字字山崎1609-5地先まで	平成22年10月29日

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成22年10月29日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
白山建材有限会社 代表取締役 山根 清道	倉吉市蔵内 320-1	倉吉市関金町山口字山白水1163-31外9筆（85,977平方メートル）	風化花崗岩 ^{こう} （202,520立方メートル）	平成22年9月1日から平成25年8月31日まで	平成22年9月1日